

# 第21回 函館市都市景観賞決定

市では、都市景観に配慮した優れた建築物や、より良い景観づくりのための活動をしている団体・個人を「函館市都市景観賞」として表彰しています。

今回は、厳正な審査の結果、次の建築物2件が選ばれました。  
お問合せ まちづくり景観課 ☎21・3357



## 建築物 三浦邸 (弁天町15番14号)

西部臨港通に面した歴史的建造物が建ち並ぶ街区に立地する個人住宅で、ファサードの色彩を隣接する国指定重要文化財と合わせ無彩色とし、過度な装飾を抑えたシンプルな外観は、歴史的な街並みにさりげなく調和している。



函館の歴史的建造物を現代的に解釈したデザインは、この地域における新しい建築様式となる可能性を持っており、優れた都市景観形成に向けた秀逸なモデルである。

## 建築物 本間邸 (桔梗4丁目18番23号)

閑静な住宅街の緩やかな坂道沿いにある間口が長大な個人住宅で、単調になりがちな外壁面に色彩や材料による分節を施し、セットバックされた2階や車庫の配置は複数の住戸が連なる印象を醸し出し、圧迫感を与えることなく周囲の景観に調和している。



道路沿いの植栽は、建物とのバランスが熟慮され、近隣への配慮も窺えるデザインで、行き交う人々の心を和ませる街並み景観を創出している。

## 第22回都市景観賞の募集を開始します

都市景観に配慮した建物や、より良い景観づくりのための活動をしている団体・個人を募集します。自薦、他薦は問いません。

応募用紙は、市のホームページでダウンロードしていただくか、市役所1階いスペース、各支所、地域交流まちづくりセンターほか市内各所で配布します。

対象 ▽5年以内に新築、改築などを行った建物のうち、優れた都市景観を創出しているもの(市所有のものを除く)

▽良好な景観づくりの活動を3年以上続けている団体・個人

募集期間 10月17日(月)～29年2月28日(火)

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送

FAX、電子メールまたは直接持参のうえ、まちづくり景観課(〒040-8666(住所不要) ☎21・3357 FAX 27・3778

☒ machi@city.hakodate.hokkaido.jp へ。

# 函館市民憲章 (昭和52年5月3日制定)

## 前文

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いつそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

## 本文

- 一、真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 一、健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 一、文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 一、自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 一、郷土を愛する函館市民、のびゆくまち



函館市民憲章は、市民一人ひとりが「よりよい明日の函館」をつくるための行動の規範を示すとともに、市民とまちの理想像を表現したものです。

市民憲章をPRする「リーフレット」や、市民憲章唱和の際に役立つ「手札カード」を配布しております。ご希望の方は、市民・男女共同参画課まで。

## はこだて賛歌の普及・啓発

はこだて賛歌のCDを製作し、貸し出ししています。また、楽譜もご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、はこだて賛歌は、市のHPでも歌詞のダウンロードや音声を聴くことができます。



お問合せ 市民・男女共同参画課

☎21・3139